平成２７年（フ）第２２９号
群馬県前橋市文京町１丁目21番14号
債務者　松本　洋輔
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３０号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4357番地15
債務者　益山　了生
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６０号
群馬県高崎市石原町3085、住民票上の住所群馬県富岡市妙義町諸戸1279番地２
債務者　伊藤　歌子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８９０号
埼玉県川口市大字新井宿225番地の15
債務者　大谷内昭子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９９７号
さいたま市北区今羽町117番地２　今羽住宅２―503
債務者　保栖　章人
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
埼玉県草加市氷川町２番地３
債務者　大導寺清司
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２９９号
埼玉県草加市氷川町２番地３
債務者　大導寺全子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
埼玉県八潮市中央４丁目19番地10
債務者　大谷憲史朗
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８８号
埼玉県春日部市大沼３丁目90番地　プレジールベアⅠ―201号、旧住所埼玉県春日部市増富269番地２　アビタシオンＣ棟205号
債務者　川俣あゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４０２号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番８―504号
債務者　林　　聖子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６１３号
千葉県船橋市二和東１丁目16番14号
債務者　若泉　行男
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６２３号
千葉県市原市五所1759番地１　県営住宅２棟806号
債務者　畠山　英宣
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４９号
千葉県船橋市緑台２丁目１番４―101号
債務者　境　　薫
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６５３号
千葉市稲毛区山王町380番地５　クレストコート山王101号
債務者　中島さよ子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６６３号
千葉県市原市五井東２丁目13番地11　サニーハイツ202
債務者　鶴村　博之
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８０号
千葉市緑区あすみが丘９丁目54番地15
債務者　髙階　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９３号
千葉県市原市青柳578番地２
債務者　北島　成之
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７０７号
千葉市中央区塩田町583番地　クローバーハウス202号
債務者　吉岡誠一郎
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係